

日本質的心理学会会則

第1条 名称

本会は日本質的心理学会と称する。英文では Japanese Association of Qualitative Psychology と表示する。

第2条 事務局

本会の事務局は当分の間、(株)国際文献社(東京都新宿区山吹町 358-5)に置く。

第3条 目的

本会は心理学及び人間科学、社会科学、自然科学等の関連諸分野における質的研究を促進すると共に、関係者間の連帯共同によって、その進歩を図ることを目的とする。

第4条 事業

本会は前条の目的を達成するために、次の諸事業を行なう。

- 1 研究交流の推進
- 2 年次大会の開催
- 3 機関誌『質的心理学研究』及び『質的心理学フォーラム』、その他出版物の刊行
- 4 研究会、講演会、講習会等の開催
- 5 国際交流
- 6 その他、目的を達成するために必要な事業

第5条 会員

本会の会員は、正会員、名誉会員および賛助会員とする。

- 1 正会員 本会の趣意に賛同し、入会手続きを経て所定の会費を納入した者とする。
- 2 名誉会員 本会に対し功績顕著な者であって、総会において推薦され、承認を得た者とする。名誉会員の推薦のために必要な事項は名誉会員規程に定める。
- 3 賛助会員 本会の事業に財政的援助をなした者とする。

第6条 入退会

本会に入会を希望する者は所定の入会申込書、退会を希望するものは退会届を提出し、理事会の承認を受けるものとする。所定の会費を2年以上納入しない者は、理事会の決議を経て本会を退会したものとみなすことがある。

第7条 役員

本会は次の役員を置き、会の運営に当てる。役員を選出方法に関しては、日本質的心理学会役員選挙細則に従う。

1 理事長(1名)

理事長は会務を総括し、日本質的心理学会会長として本会を代表すると共に、理事会の承認を得て常任理事及び理事数名からなる常任理事会を組織する。

2 常任理事(若干名)

常任理事会は理事会にかわり通常の業務に関し、常時執行にあたる。

3 理事(若干名)

理事会を構成し、第4条に定める事業執行に当たる。また、互選により理事長を選出する。

4 評議員(若干名)

評議員は理事会より諮問を受けた重要案件について評議する。

5 監事(2名) 本会の監査を行なう。

6 評議員を除く役員の任期は1期3年(会計年度)とし、再任を妨げない。

第8条 運営

本会は次の運営組織をもつ。

1 総会 正会員及び名誉会員をもって構成し、本会の最高機関として会の意志と方針を決定する。総会に関する事項は日本質的心理学会総会細則に定める。

2 理事会 本会の事業運営と執行の責任を負う。

3 常任理事会 理事会の委託を受け、本会の運営や会務の執行にあたる。

第9条 経費

本会の経費は会費、寄付金および補助金等でまかなう。会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年3月31日で終わる。

第10条 会費

本会の会費は以下の通りとする。

1 正会員の会費は、当分の間、年額8000円とする。但し、次の各号に該当する者については年額7000円とする。

(1) 学部学生、大学院生であって、学生であることを証明する所定の手続きを経た者。

2 賛助会員の会費は、当分の間、年額一口10000円とする。

3 名誉会員からは会費を徴収しない。

4 各会員の会費は毎年の会計年度末日までに、次年度の会費を納入する。

第11条 倫理

会員は研究者倫理に基づいて行動しなければならない。また、人権を尊重し、人びとの福祉に十分配慮しなければならない。

第12条 会則の変更

本会則の変更は総会における出席者の3分の2以上の同意によって行われる。但し第2条は理事会の決議によって変更できるものとする。

第13条 その他

その他の事項については理事会で別に定め、本会の組織と運営に関する最終決定は、総会の議決による。

附則

1 本会則は2004年4月2日より施行する。

2 本会則は一部改訂し、2006年8月6日より施行する。

3 本会則は一部改訂し、2011年11月27日より施行する。但し第2条は2012年4月1日より適用する。

4 本会則は一部改訂し、2016年9月25日より施行する。